

その一票、明るいみなとの第一歩



# 港区議会議員選挙

投票日 **4月26日(日)** 投票時間 午前**7**時～午後**8**時

## 港区で投票できる人

次の要件に該当する人は、選挙人名簿に登録され、投票することができます。

- (1) 平成7年4月27日以前に生まれた人
- (2) 平成27年1月18日までに港区に転入届けを出し、4月18日(土)現在、引き続き港区に住んでいる(住民基本台帳に登録されている)人

### 区内転居の場合

4月1日(水)以降に区内(管内)転居届けを出した人は、前住所地の投票所で投票してください。

※投票日当日までに  
区外へ転出した人は  
投票できません。

## 投票所入場整理券

投票にお出かけの際には、「投票所入場整理券」を忘れずにお持ちください。4月18日(土)以降に発送する予定です。  
なお、なくしたり、お手元に届いていない場合でも、港区の選挙人名簿に登録されていて、投票日当日に選挙権のある人は投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。

## 投票所変更のお知らせ

次の投票所は場所が変更になります。投票にお越しの際は、お間違えないようご注意ください。

- (1) **第9投票区「シティハイツ芝浦」投票所(芝浦3-5-34)**  
前回までの「スポーツセンター」投票所から変更になりました。
- (2) **第25投票区「南麻布いきいきプラザ」投票所(南麻布1-5-26)**  
前回の「東町小学校」投票所から変更になりました。

## 期日前投票

投票日当日、仕事や旅行、冠婚葬祭等の予定がある場合には、事前に投票ができます。

「投票所入場整理券」が届いている場合は、お持ちください。投票所入場整理券の裏面に印刷されている「投票宣誓書」に必要事項を明記の上、係員の案内により投票してください。

### ▼期日前投票ができる期間・時間

**4月20日(月)～25日(土) 午前8時30分～午後8時**

### ▼期日前投票ができる場所

芝地区総合支所(港区役所)1階、麻布地区総合支所3階、赤坂地区総合支所2階、高輪地区総合支所4階、芝浦港南地区総合支所1階、台場分室会議室1階の6カ所

## 不在者投票

### ▼指定施設での投票

病院や老人ホーム等の指定施設に入院・入所中の人は、施設内で投票できる場合があります。

### ▼滞在地での投票

区外に滞在している人が、滞在先の選挙管理委員会で投票する方法もあります。

### ▼郵便等による投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちの人で、障害や要介護の状況が(表1)に該当する人は、郵便等による不在者投票ができます。選挙管理委員会に郵便等投票証明書の申請をして証明書の交付を受けることにより、お住まいの場所から郵送で不在者投票ができます。

あわせて上肢または視覚の障害の程度が(表2)に該当する人は、代理記載人が代理記載する方法により投票ができます。

郵便等投票ができる人は、「郵便等投票証明書」を添えて、4月22日(水)までに投票用紙の請求をしてください。

詳しくは、お問い合わせください。

表1 郵便等投票ができる人

| 区 分       | 障害・要介護の程度           | 障 害 名                       |
|-----------|---------------------|-----------------------------|
| 身体障害者手帳   | 1級・2級               | 両下肢・体幹・移動機能の障害              |
|           | 1級・3級               | 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害    |
|           | 1級・2級・3級            | 免疫・肝臓の障害                    |
| 戦傷病者手帳    | 特別項症、第1項症、第2項症      | 両下肢・体幹の障害                   |
|           | 特別項症、第1項症、第2項症、第3項症 | 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害 |
| 介護保険被保険者証 | 要介護5                | —                           |

表2 郵便等投票を代理人投票でできる人

| 区 分     | 障害の程度          | 障 害 名    |
|---------|----------------|----------|
| 身体障害者手帳 | 1級             | 上肢・視覚の障害 |
| 戦傷病者手帳  | 特別項症、第1項症、第2項症 | 上肢・視覚の障害 |

## 候補者を知るには

### 選挙公報の発行

◎立候補者の氏名、経歴、政見、写真等を載せた選挙公報を新聞(朝日・読売・毎日・日本経済・産経・東京)の朝刊に折り込んで4月22日(水)以降に配布する予定です。また、港区ホームページからもご覧になれます。

◎区役所・各総合支所・保健所・いきいきプラザ・児童館・保育園・図書館等の区の施設や一部都営地下鉄の駅

にも配置しますので、ご利用ください。

◎新聞を購読していない人には、選挙公報を郵送しますのでご連絡ください。

◎視覚に障害のある人には、点字版の候補者情報と、カセットテープおよびCDによる音声版選挙のお知らせを準備していますのでお問い合わせください。

### 公営ポスター掲示場

立候補者のポスターを掲示する公営ポスター掲示場を、区内の303カ所に設けています。

## 安心して投票所へ

小さなお子さんがある人、けがや病気等で付き添いや介助が必要な人は、一緒に投票所に入ることができます。

また投票所で介助が必要な人は、遠慮なく係員にお申し出ください。

### 身体に障害のある人に

車いすに座ったままで記入できる記載

台があります。

### けが等で字が書けない人に

係員が決められた手続きに従い、代筆します。投票の秘密は固く守られます。

### 視覚に障害のある人に

点字用の投票用紙があります。

### 聴覚に障害のある人に

コミュニケーションボード、ホワイトボードがあります。

## 投票所への移動支援が必要な人に

障害のある人や介護認定を受けている人は、投票所への移動支援を受けられる場合があります。詳しくは、障害のある人は各総合支所区民課保健福祉係へ、介護認定を受けている人はケアマネージャーまたは各高齢者相談センターにご相談ください。

問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎3578-2767

区の手続きや施設・催し物のご案内は **みなのコール** へ ☎5472-3710 年中無休 午前7時～午後11時

◆「広報みなと」は新聞(朝日・読売・毎日・日本経済・産経・東京)折り込みです。区の施設や、郵便局(赤坂・一ツ木通・麻布・芝・芝公園・新橋・高輪)、公衆浴場、区内のJR・地下鉄・ゆりかもめの駅、新聞販売店等に置いてある他、希望する区民の皆さんに配達しています。また、「点字広報」、「声の広報」も発行していますので、ご利用ください。

「広報みなと」は、港区ホームページ(<http://www.city.minato.tokyo.jp>)でもご覧いただけます。





# 広げよう男女平等

区は、全ての人が性別にとらわれず自分らしく豊かに生きることのできる男女平等参画社会を実現するとの強い決意をこめ、平成16年3月に「港区男女平等参画条例」を制定しました。この条例に基づき、これまで「港区男女平等参画行動計画」(第1次:平成17年度～21年度、第2次:平成22年度～26年度)を策定し、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

このたび、港区男女平等参画推進会議の答申や、地域で活動する団体や区民の皆さんからの意見聴取等、多くのご提言やご意見を反映させながら、平成27年度を初年度とする新たな行動計画「第3次港区男女平等参画行動計画—広げよう男女平等—」を策定しましたので、その内容をお知らせします。

## 計画の位置付け

○本計画は、港区男女平等参画条例第12条第1項に規定する「行動計画」であると同時に、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」として位置付けられます。

○本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に規定する港区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」(市町村基本計画)に相当します。

○区政の基本的方向を示す「港区基本構想」および「港区基本計画(平成27年度～32年度)」を踏まえるとともに、関連する分野別計画との整合性を図り策定する計画です。

○前行動計画(平成22年度～26年度)を継承し、さらに発展させる計画です。

## 計画の期間

平成27年度～32年度の6年間の計画です。

## 計画の目標と責任項目

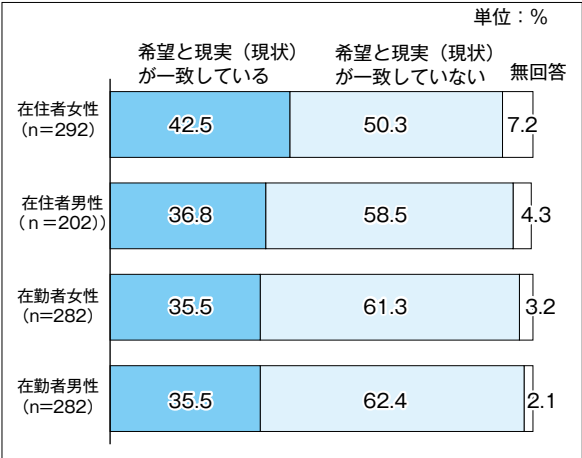
近年の男女平等参画を取り巻く社会環境の変化や前行動計画における取り組みや成果を踏まえ、男女平等参画社会の実現に向けて、4つの目標を設定します。さらに、計画期間中に区が特に重点的に取り組むべき施策を「責任項目」と位置付け、区を挙げてその実現をめざします。

### 目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けて、官民間わず、さまざまな取り組みがなされてきました。平成25年に実施した「男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査」によると、区民がワーク・ライフ・バランスの必要性を認めているものの、実際には実行できていないという現実が明らかになりました。

この計画では、企業における長時間労働の改善や多様で柔軟な働き方の促進、育児や介護を抱えながら働く区民に対する支援の強化に加えて、男性の意識改革を促す区としての姿勢を明確に示します(グラフ参照)。

**グラフ**「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」(ワーク・ライフ・バランス)の希望と現実(現状)の一致状況



### 目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する

男女平等参画社会を実現するためには、女性も男性もあらゆる人が多様な生き方を選択でき、多様な分野に参画できる社会とする必要があります。区は、前行動計画においても「あらゆる場における男女平等参画を推進する」ことを目標と位置付けてきました。一定の成果が挙げたと評価される一方で、意識・実態調査によると職場や家庭、地域において依然として固定的な性別役割分担意識が残っているという区民意識が強いことが分かりました。

この計画では、政策・方針決定過程への女性の一層の参画を進めるとともに、女性が再就職や起業、就業を継続することのできる環境づくりを促す等の取り組みを通して、あらゆる場における男女平等の実現をめざします。

### 目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する

区は、都内でもいち早く平成21年度に配偶者暴力相談支援センター機能を持たせた家庭相談センターを設置し、配偶者等からの暴力に関わる相談から被害者の自立支援まで一貫した支援体制を構築してきました。女性に対するあらゆる暴力の防止・根絶に向けて、DV等についての区民の理解を深めるとともに、相談窓口の周知や相談体制の充実、被害者の自立支援に取り組みます。

また、出産について女性自身の意思で自由に選

択し、決定するという「性と生殖に関する健康と権利」の考え方にに基づき、生涯を通じた男女の健康支援等の施策を引き続き展開します。

### 目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する

男女平等参画社会を実現するためには、区、区民、事業者等、区内で暮らし活動する多様な組織と個人の協力が欠かせません。この計画では区による効果的な広報や啓発の実現に向けた取り組みを進めます。

特に、港区における男女平等参画推進の拠点施設である「男女平等参画センター(愛称:リーブラ)」は、平成26年12月にみなとパーク芝浦内に移転しました。移転を機に、これまで男女平等参画センターを利用していなかった区民に対しても利用を促し、これまで以上に区民に親しまれる施設としての機能の強化をめざします。

## 第三者評価の実施

計画の進行管理については、事業の報告書を年1回作成し公表します。また、港区男女平等参画推進会議による第三者評価を受けます。このことにより、進捗状況とともに課題を明らかにしながら、計画を着実に推進していきます。

## 閲覧方法

行動計画は、港区ホームページまたは、総務課人権・男女平等参画係(区役所4階)、区政資料室(区役所3階)、男女平等参画センターでご覧いただけます。

## 男女平等参画社会の実現をめざして ～ワーク・ライフ・バランスは男性から～

ワーク・ライフ・バランスは女性だけの問題ではなく、男性を含めた全ての人の問題です。女性だけでなく男性も仕事と家事や育児、介護、地域活動等を両立するためには、職場における長時間労働や休暇を取ることへの意識の改善等に加え、男性自身の家庭や地域活動に対する意識の見直しが重要な要素となります。

男女平等参画センターでは、男性の家庭・地域への参加を促進するため男性を対象とした講座等のプログラムを実施しています。子育て、家事、介護、ワーク・ライフ・バランス、定年後の生き方、地域参画等幅広いテーマで行っています。

こうしたプログラムを受講した皆さんの中には、自主的なグループを立ち上げて講座の企画・運営に携わったり、仕事で培った経験やスキルを家庭や地域で活かすことで活躍の場を広げている状況も見られます。ワーク・ライフ・バランスの重要性について今一度、考えてみませんか。

### 問い合わせ

総務課人権・男女平等参画係 ☎3578-2025

## 男女平等参画センター「リーブラ」を利用して みませんか

男女平等参画センター(愛称:リーブラ)は、男女平等参画のための区民および団体による活動支援や、男女平等参画に関する事業を推進する拠点施設です。

### 男女平等参画講座

男女平等参画に関して学習する機会を提供するため、講座や講演会を開催しています。開催情報は、「広報みなと」や男女平等参画センターホームページ等でお知らせしますので、ぜひ気軽にご参加ください。

### 平成27年度の講座テーマ(予定)

男性の家事・育児参加促進、再就職支援、著者が語る話題の本講座、女性企業家の育成、家族や地域を守る防災講座、大学生向けインターン

### シップ等 施設の利用について 各部屋の利用予約

男女平等参画センターで団体登録すると、リーブラホール、和室、学習室、造形表現室・料理室、多目的室の利用予約ができます。

団体登録のご相談は、男女平等参画センター窓口にて受け付けています。



和室

### 図書資料室

男女平等参画・ジェンダーに関する図書、ビデオ、DVD、行政資料等を閲覧することができます。消費

者センターの資料も所蔵しています。また、港区立図書館の利用登録を行うと、港区立図書館資料の貸し出し・返却もできます。

### 交流コーナー

利用者の交流、地域のネットワークづくり、情報収集の場として利用できます。



交流コーナー

### リーブラ相談室「心のサポートルーム」(無料)

夫婦、生き方、働き方、DV、ハラスメント等、さまざまな悩みについて、カウンセラーによる電話相談・面接相談をお受けしています。

相談の秘密は固く守られます。また、弁護士による法律相談も行っています。

### 開室日時

一般相談:電話・面接(面接は予約制)  
毎週月～土曜午前10時～午後4時、  
毎週火・金曜午後6時～9時  
法律相談:面接(予約制)原則第1木曜  
「心のサポートルーム」専用電話

☎3456-5771

### 男女平等参画センター「リーブラ」

開館時間 午前9時～午後9時30分  
休館日 年末年始(12月29日～1月3日)、臨時休館日

### 問い合わせ

男女平等参画センター  
☎3456-4149 FAX3456-1254

担当課 総務課人権・男女平等参画係

## 港区広報番組をご覧ください

4月11日更新「港区広報トピックス(30分番組)」

**内容** 区政功労者表彰、講演会・シンポジウム「港区の地域福祉のこれから」、ベイエリア365DAYS&運河クルーズ、リユース食器の使い方、ミュージアムネットワーク「自然教育園」  
**放送期間** 4月11日(土)～20日(月)  
J:COMチャンネル港・新宿(11ch)の他、港区ホームページ、YouTube、ちいばす・お台場レインボースタジアム内でもご覧いただけます。





平成27年度  
健康診査・  
各種がん検診等  
のお知らせ

特定健康診査について

特定健康診査は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防・早期発見のために、医療保険者が行う健診です。対象者は、健診実施年度の4月1日現在港区国民健康保険加入者で、40歳から健診受診日現在75歳未満の人です。

区では特定健康診査を受診した結果、生活習慣を改善する必要があると判定された人に対して、特定保健指導を実施します。

会社等の保険および健康保険組合等に参加している人やその被扶養者（家族）は、参加している医療保険者（健康保険証発行元）が、健診を行います。健診場所や健診機関等について詳しくは、各医療保険者にお問い合わせ

合わせください。

基本健康診査について

後期高齢者医療制度に参加している人や、40歳以上で生活保護を受けている人は、区が実施する基本健診を受診できます。

各種がん検診等について

各種がん検診や、肝炎ウィルス検診、お口の健診は、参加している健康保険に関わらず受診できます。

対象・とき 表のとおり

ところ（受診場所）

区内指定医療機関  
※マンモグラフィ検査は区外の健診施設「こころとからだの元気プラザ」でも受診できます。

| 問い合わせ       |            |
|-------------|------------|
| 健康推進課健康づくり係 | ☎6400－0083 |
| ○お口の健診について  |            |
| 健康推進課地域保健係  | ☎6400－0084 |

表 健康診査・各種がん検診等一覧

|                          | 対 象                                                              | と き                                                     |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 特定健康診査                   | 40歳以上で健診時75歳未満の港区国民健康保険加入者                                       | 7月1日(水)～11月30日(月)<br>※土・日曜、祝日は受診できる医療機関が限られますのでご注意ください。 |
| 基本健康診査                   | 後期高齢者医療制度加入者、40歳以上の生活保護受給者、その他健診機会のない40歳以上の区民（申し込みが必要です）         |                                                         |
| 骨密度測定検診                  | 特定健診・基本健診を受診した40～70歳の女性のうち、5歳毎の節目年齢の人                            |                                                         |
| 生活機能評価                   | 65歳以上の区民（介護保険の要介護・要支援認定を受けている人を除く）                               |                                                         |
| 肝炎ウィルス検診                 | いままで一度も肝炎ウィルス検診を受診したことのない区民                                      |                                                         |
| 胃がん検診<br>大腸がん検診<br>肺がん検診 | 40歳以上の区民                                                         | 7月1日(水)～平成28年1月31日(日)                                   |
| 喉頭がん検診                   | 40歳以上の区民で喫煙指数600以上の人（喫煙指数＝喫煙本数（1日）×喫煙年数）または受動喫煙の機会が多い等医師が必要と認める人 |                                                         |
| 前立腺がん検診                  | 55歳～75歳の奇数年齢の男性区民                                                |                                                         |
| 子宮頸がん検診                  | 20歳以上の女性区民                                                       | 7月1日(水)～平成28年2月29日(月)                                   |
| 乳がん検診                    | 30歳以上の女性区民                                                       |                                                         |
| マンモグラフィ検査                | 40歳以上の偶数年齢女性および国の無料クーポン事業対象者で区の乳がん検診において異常のなかった人                 | 前期健診<br>6月～9月<br>後期健診<br>11月～平成28年1月                    |
| お口の健診                    | 20歳以上の区民<br>※妊娠中の方は20歳未満でも受診できます。                                |                                                         |

国民健康保険料について

国民健康保険料の計算方法

国民健康保険料は、世帯を単位として、国民健康保険被保険者の人数と賦課のもととなる所得金額（※）をもとに計算します。

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等を合計した額から基礎控除額（33万円）を差し引いた額をいいます（雑損失の繰越控除は行いません）。

所得割料率、均等割額および最高限度額

基礎分（医療分）

所得割料率 6.45パーセント  
均等割額 3万3900円  
最高限度額 52万円

後期高齢者支援金分

所得割料率 1.98パーセント  
均等割額 1万800円  
最高限度額 17万円

介護分

所得割料率 0.98パーセント  
均等割額 1万4700円  
最高限度額 16万円

基礎分（医療分）、後期高齢者支援金分および介護分を合算して通知します

介護保険の第2号被保険者（40歳～64歳の人）がいる世帯の国民健康保険料は、基礎分（医療分）と後期高齢者支援金分に加え、介護分の保険料を合算した額になります（図のとおり）。

介護分の計算について

(1) 40歳を迎える場合

40歳の誕生日の前日に、介護保険の第2号被保険者の資格を得ます。資格を得た月以降の国民健康保険料に介護分が加わりますので、国民健康保険料を計算し直して、変更通知を送ります。

(2) 65歳を迎える場合

65歳の誕生日の前日に、介護保険の第2号被保険者から第1号被保険者（65歳以上の人）の資格に変更になります。国民健康保険料は65歳になる

前月までの介護分を計算した上で、基礎分（医療分）、後期高齢者支援金分とあわせて年度内の各支払月期に均等して割り付けています。

介護保険第1号被保険者の介護保険料は、世帯単位ではなく、個人単位でかかります。65歳になると、別途介護保険担当から介護保険料の通知が送付されます。

75歳を迎える場合

75歳の誕生日に後期高齢者医療制度に参加し、国民健康保険の資格は喪失します。国民健康保険料は、75歳の誕生日が属する月の前月分までとなります。同じ世帯に74歳以下の人がいる場合、74歳以下の方の国民健康保険料と合算して年度内の各支払月期に均等して割り付けています。国民健康保険と後期高齢者医療制度の保険料が重複して賦課されることはありません。

国民健康保険料の減額・軽減制度

国民健康保険料均等割額の減額

前年の1月から12月までの1年間の所得が一定の基準以下の世帯の場合、均等割額を7割、5割または2割減額します。

この対象となる世帯は、所得金額により判定しますので、世帯全員の住民税の申告が必要となります。収入がなかった人も申告をしてください。

後期高齢者医療制度への移行に伴う国民健康保険料の軽減措置

(1) 低所得者に対する軽減

後期高齢者医療制度に移行する人が国保被保険者だった場合、世帯構成や収入が変わらなければ、従前と同様の国民健康保険料均等割額の軽減を受けることができます。申請は必要ありませんが、世帯全員の住民税の申告をしてください。

(2) 旧被扶養者に対する軽減

職場の健康保険、船員保険、共済組合等の被保険者が後期高齢者医療制度に移行すると、その被扶養者だった人は国民健康保険に加入することになります。このような人のう

ち、65歳以上の人を旧被扶養者といい、所得割額を免除し、均等割額が半額になります。加入時に申請してください。

非自発的失業者の軽減措置

倒産・解雇等による離職（雇用保険の特定受給資格者）や雇い止め等による離職（雇用保険の特定理由離職者）をした人は、国民健康保険料が軽減される場合があります。雇用保険受給資格者証を持参の上、届け出てください。

国民健康保険料の減免

災害その他の特別な事情により、一時的に生活が著しく困難となり、保険料が納められなくなった世帯に対し、申請により国民健康保険料を減免する制度があります。住民税の申告をしている人が対象です。

詳しくは、お問い合わせください。

国民健康保険料の通知

6月に年間保険料を計算して世帯主にお知らせします。

問い合わせ

国保年金課資格係 ☎内線2643～5

図 国民健康保険料の計算方法

|        |   |          |   |           |   |     |
|--------|---|----------|---|-----------|---|-----|
| 世帯の保険料 | = | 基礎分（医療分） | + | 後期高齢者支援金分 | + | 介護分 |
|--------|---|----------|---|-----------|---|-----|

■基礎分（医療分）…病気やけがをしたときの診療費や給付の財源

|                                   |   |                       |   |                        |
|-----------------------------------|---|-----------------------|---|------------------------|
| 所得割額<br>被保険者全員の賦課のもととなる所得金額×6.45% | + | 均等割額<br>被保険者数×3万3900円 | = | 年間保険料<br>最高限度額<br>52万円 |
|-----------------------------------|---|-----------------------|---|------------------------|

■後期高齢者支援金分…後期高齢者医療制度の給付の財源

|                                   |   |                      |   |                        |
|-----------------------------------|---|----------------------|---|------------------------|
| 所得割額<br>被保険者全員の賦課のもととなる所得金額×1.98% | + | 均等割額<br>被保険者数×1万800円 | = | 年間保険料<br>最高限度額<br>17万円 |
|-----------------------------------|---|----------------------|---|------------------------|

■介護分…介護サービスの財源

|                                      |   |                          |   |                        |
|--------------------------------------|---|--------------------------|---|------------------------|
| 所得割額<br>第2号被保険者全員の賦課のもととなる所得金額×0.98% | + | 均等割額<br>第2号被保険者数×1万4700円 | = | 年間保険料<br>最高限度額<br>16万円 |
|--------------------------------------|---|--------------------------|---|------------------------|

※介護分について…介護保険の第2号被保険者である40歳から64歳までの人にかかります。

区内のPM2.5の1日平均値

3月29日(日)の各局の1日平均値(速報値)は次のとおりです。

| 区局 | 赤坂局  | 15.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ | 都局 | 高輪局     | 15.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ |
|----|------|-------------------------------|----|---------|-------------------------------|
|    | 一の橋局 | 16.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ |    | 第一京浜高輪局 | 17.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ |
|    | 芝浦局  | 14.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ |    | 台場局     | 16.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ |
|    |      |                               |    |         |                               |

※ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ＝1立方メートル当たりのマイクログラム  
※速報値ですので、後日訂正されることがあります。  
※PM2.5の環境基準は、1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下です。  
その他の測定結果やリアルタイムの数値は、港区ホームページまたは東京都ホームページをご覧ください。

問い合わせ

環境課環境指導・環境アセスメント担当 ☎3578－2492

区内の放射線量の1日平均値

3月29日(日)の区内2カ所のモニタリングポストの放射線量の1日平均値は次のとおりです。

| 区役所(植え込み)                    | お台場学園                         |
|------------------------------|-------------------------------|
| 0.07 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ | 0.044 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ |

※ $\mu\text{Sv}/\text{h}$ ＝1時間当たりのマイクロシーベルト

※地表から50cmの地点で測定。

その他の放射線量等測定結果は、港区ホームページをご覧ください。

問い合わせ

環境課環境政策係

☎3578－2487

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。



子育て・子ども

関連情報

「子どもたちが自らの限界と可能性に挑戦し、やりたいことが実現できる。少し危なくても、濡れたり汚れたりしても、のびのびと自由に遊べる」これまでの禁止事項を少なくした新しいあそびの場に、来てみませんか。

区は、プレーパーク(冒険遊び場づくり)事業を、将来的に地域の皆さんによる住民運営をめざして、高輪地区、芝浦港南地区、麻布地区で開催しています。

プレーパークとは

子どもが「自分の責任で自由に遊ぶ」ことを大切にし、遊び場にある道具や廃材、自然素材を使って、自分のしたいことに挑戦し、実現していきます。子どもが、遊びを通して豊かに育つことを支えています。

申し込み 当日直接会場へ。

平成27年度

「プレーパーク事業」の開催予定をお知らせします

※小雨決行、荒天中止。当日の開催状況については、みなとコールへ。  
☎5472-3710

| 問い合わせ                    |            |
|--------------------------|------------|
| 麻布地区総合支所協働推進課まちづくり推進担当   | ☎5114-8815 |
| 高輪地区総合支所協働推進課まちづくり推進担当   | ☎5421-7664 |
| 芝浦港南地区総合支所協働推進課まちづくり推進担当 | ☎6400-0017 |

各地区のプレーパークの様子



プラタナス公園



高輪森の公園



有栖川宮記念公園

表1 平成27年度の開催予定

|    | 麻布地区                    | 高輪地区                                                 | 芝浦港南地区                                                         |                                                                    |
|----|-------------------------|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 会場 | 有栖川宮記念公園<br>(南麻布5-7-29) | 高輪森の公園(高輪3-13-21)                                    | プラタナス公園<br>(芝浦4-20-56)                                         | 港南緑水公園<br>(港南4-7-47)                                               |
| 日時 | 未定※                     | 4月26日、5月31日、6月28日、7月19日、8月30日、9月27日(日)<br>午前10時～午後4時 | 10月1日(木)、25日、11月29日、平成28年1月13日、2月28日、3月27日(日)<br>午前10時～午後3時30分 | 9月5日(土)、6日(日)<br>午前10時～午後4時<br>平成28年2月7日(日)、8日(月)<br>午前10時～午後3時30分 |

※有栖川宮記念公園ホームページ<http://www.arisugawa-park.jp/index.php>でご確認ください。

4月23日(木)は「子ども読書の日」です  
こどもの読書週間  
4月23日～5月12日

本はキラキラ万華鏡

読書活動は、子どもが言葉を学んだり想像力を豊かにする上で、とても重要なものです。国は、子どもの読書活動について関心と理解を深め、子どもが積極的に読書を行う意欲を高めるために、平成13年、「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって4月23日を「子ども読書の日」と決めました。

港区立図書館では、子ども読書の日の前後におはなし会等の行事を開催します。

定員 30人程度(会場先着順)

※5月16日(土)開催の催し物のみ、70人(申込順)

申し込み 当日直接会場へ。

※5月16日(土)開催の催し物のみ、直接または電話で、4月25日(土)から、三田図書館へ。

☎3452-4951

掲載した日以外でも行事を開催しています。詳しくは、「広報みなと」毎月21日号ミニガイド欄、図書館行事カレンダー、または港区立図書館ホームページをご覧ください。

表2 おはなし会

| 対象          | とき                   | ところ     | 内 容                                                    |
|-------------|----------------------|---------|--------------------------------------------------------|
| どなたでも       | 4月22日(水)午前10時30分～11時 | 港南図書館   | おやこおはなし会「いろいろパス」他                                      |
| どなたでも       | 4月23日(木)午前10時30分～11時 | 三田図書館   | おはなし会「どうぶつきかんしゃしゅっぱつしんこう!」他                            |
| どなたでも       | 4月25日(土)午後2時～2時30分   | 赤坂図書館   | おはなし会「ねずみくんのチョコキ」他                                     |
| どなたでも       | 4月26日(日)午前11時～11時30分 | 高輪図書館   | ちいさなおはなし会「まちのいぬといなかのかえる」他                              |
| どなたでも       | 4月28日(火)午前11時～11時30分 | 高輪図書館分室 | おはなし会「つかまえた!」他                                         |
| 幼児・児童とその保護者 | 4月29日(水・祝)午後2時～2時40分 | 赤坂図書館   | <こどもの読書週間スペシャルイベント><br>ぬいぐるみのおとまり会&おはなし会「つきがまあるくなるよに」他 |
| どなたでも       | 5月9日(土)午前11時～11時30分  | 三田図書館   | おはなし会「でんしゃがくるよ!」他                                      |
| どなたでも       | 5月9日(土)午後3時～3時30分    | みなと図書館  | むかしばなしおはなし会「ももたろう」他                                    |
| どなたでも       | 5月14日(木)午前10時30分～11時 | 高輪図書館   | ちいさなくまちゃんおはなし会「ととけっこう よがあげた」他                          |

表3 こどもの読書週間合同展示

| 対象    | と き               | ところ     | 内 容                                    |
|-------|-------------------|---------|----------------------------------------|
| どなたでも | 4月17日(金)～5月20日(水) | 各港区立図書館 | 各港区立図書館で共通テーマ「絵本作家なかえよしを氏の作品」の展示を行います。 |

表4 その他の催し物

| 対 象   | と き                | ところ   | 内 容                                           |
|-------|--------------------|-------|-----------------------------------------------|
| どなたでも | 4月27日(月)～30日(木)    | 高輪図書館 | 児童リサイクル本の配布(数に限りがありますので、お早めにご来館ください)。         |
| 小学生   | 4月29日(水・祝)午後2時～3時  | 高輪図書館 | こどもの読書週間工作会「簡単ペーパークラフトでこいのぼりをつくろう!」           |
| どなたでも | 4月29日(水・祝)午後3時～4時  | 三田図書館 | こどもの読書週間おりがみ会「こいのぼりを折ってみよう!」                  |
| どなたでも | 5月16日(土)午後2時～3時30分 | 三田図書館 | 港区立図書館こどもの読書週間イベント「なかえよしを氏絵本講演会『ねずみくんがいっぱい!』」 |

ひとり親(母子・父子)家庭等に  
手当や医療費助成があります

区内在住のひとり親家庭等を対象に、各手当、医療費助成制度(表5)があります。

表5に該当する場合は、お近くの各総合支所で相談の上、申請の可否について確認してください。

なお、申請には必要書類がありますので、詳しくはお問い合わせください。

| 問い合わせ         |              |
|---------------|--------------|
| 子ども家庭課子ども給付係  | ☎3578-2430～3 |
| 各総合支所区民課保健福祉係 | ☎欄外参照        |

表5 各手当・医療費助成制度

| 制度            | ①児童扶養手当                                                                                                                                                                                | ②児童育成手当               | ③ひとり親家庭等医療費助成                                          |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|--------------------------------------------------------|
| 内容            | 手当月額<br>児童1人 4万2000円～9910円<br>児童2人 4万7000円～1万4910円<br>以下対象児童1人増加につき3000円加算<br>平成27年4月現在                                                                                                | 児童1人につき<br>月額 1万3500円 | 健康保険対象の医療費の一部を助成します。<br>●非課税世帯 自己負担なし<br>●課税世帯 1割を自己負担 |
| 対象            | 次の事由に該当するひとり親家庭、またはこれに準ずる家庭<br>●児童が施設(保育園等通所施設を除く)に入所している場合を除く。<br>●所得制限があります(詳しくはお問い合わせください)。                                                                                         |                       |                                                        |
| ひとり親家庭等になった事由 | ●父母が離婚している<br>●父または母が死亡している<br>●父または母に重度の障害がある<br>●父または母が1年以上生死不明である<br>●父または母が児童を1年以上遺棄している<br>●父または母が保護命令を受けている<br>●父または母が1年以上拘禁されている<br>●婚姻によらないで出生した児童を扶養している(事実上婚姻と同様の関係にある場合を除く) |                       |                                                        |
| 対象児童の年齢       | 18歳に達した後の3月31日(児童が中度以上の障害を有する場合は20歳未満)まで                                                                                                                                               | 18歳に達した後の3月31日まで      | 18歳に達した後の3月31日(児童が中度以上の障害を有する場合は20歳未満)まで               |
| その他           | ●平成15年4月1日現在で事由の発生から5年を経過している場合は、正当な理由がある場合を除き申請できません。                                                                                                                                 |                       | ●健康保険に加入していることが必要です。<br>●生活保護受給者は対象になりません。             |



○港区地域保健福祉計画について  
保健福祉課地域保健福祉担当 ☎3578-2377

○港区高齢者保健福祉計画(第6期港区介護保険  
事業計画)について  
高齢者支援課高齢者福祉係 ☎3578-2391

○港区障害者計画・第4期港区障害福祉計画に  
ついて  
障害者福祉課障害者福祉係 ☎3578-2386



高齢者

関連情報

一部 65 歳以下を対象とした内容も掲載しています

いきいき囲碁教室

プロ棋士によるレッスンで一緒に囲碁を楽しみませんか。  
☎ おおむね50歳以上の区民  
📅 5月3日～9月27日毎週日曜、上級～有段:午後1時～2時30分  
📍 虎ノ門いきいきプラザ  
👤 10人(抽選)  
費用 各回500円  
📞 電話または直接、4月26日(日)までに、虎ノ門いきいきプラザへ。  
☎3452-9421

森林セラピーセミナー

森の力で健康になろう～森林セラピーのすすめ～  
☎ おおむね50歳以上の区民  
📅 4月23日(木)午後2時～4時  
📍 神明いきいきプラザ  
👤 30人(抽選)  
費用 500円  
📞 電話または直接、4月16日(木)までに、神明いきいきプラザへ  
☎3436-2500

アロマテラピーハンドマッサージボランティア養成講座～家族と地域のためにできること～

アロマの精油を使ったハンドマッサージを楽しく学び、地域のために役立ててみませんか。  
☎ 60歳以上の区民(芝地区優先)  
📅 (1)5月21日(木)午前10時～正午(2)5月28日(木)午前10時～正午(3)6月4日(木)午後1時30分～3時30分(全3回)  
📍 (1)(2)神明いきいきプラザ(3)福祉プラザさくら川  
👤 20人(抽選)  
📞 電話で、4月30日(木)までに、芝地区総合支所区民課保健福祉係へ。  
☎3578-3161

手作りアロマ講座～香りの効能～

自然由来のアロマの心地よさを体感しましょう。  
☎ おおむね50歳以上の区民  
📅 4月23日～平成28年3月24日(毎月第4木曜・全12回)(1)午後1時～3時(2)午後3時15分～5時15分  
📍 虎ノ門いきいきプラザ  
👤 各8人(抽選)  
費用 各回1500円(材料費)  
📞 電話または直接、4月18日(土)までに、虎ノ門いきいきプラザへ。  
☎3539-2941

はじめてのBritish English

英国英語を一から学びます。  
☎ おおむね55歳以上の区民  
📅 5月1日～9月25日(5月22日、6月26日を除く毎週金曜・全20回)(1)午前9時50分～10時50分(2)午前11時～正午  
📍 虎ノ門いきいきプラザ  
👤 各20人(抽選)  
費用 各回500円※初回到別途教材費が約1200円かかります。  
📞 電話または直接、4月21日(火)までに、虎ノ門いきいきプラザ

へ。  
☎3539-2941

初めてのビーズアクセサリー教室

世界で一つだけのオリジナルアクセサリーを一緒に作りましょう。  
☎ おおむね50歳以上の区民  
📅 5月9日～平成28年4月9日(毎月第2土曜・全12回)午後1時30分～3時30分  
📍 虎ノ門いきいきプラザ  
👤 10人(抽選)  
費用 各回1000～2000円(材料費)  
📞 電話または直接、5月1日(金)までに、虎ノ門いきいきプラザへ。  
☎3539-2941

元気な脳をめざそう～ウォーキングで認知症予防～

☎ 60歳以上の区民(介護保険の要介護・要支援の認定を受けていない人で、ウォーキングのグループ活動に支障のない人)  
📅 6月3日～7月8日(毎週水曜・全6回)午後1時30分～3時30分  
📍 ありすいきいきプラザ  
☎ (1)認知症予防の講話(2)オリジナルウォーキング計画とウォーキングの実践※ファシリテーター(活動支援者)が参加します。  
👤 10人(抽選)  
費用 669円(テキスト代)  
📞 電話で、4月13日(月)～5月7日(木)に、みなとコール(午前9時(初日は午後2時)～午後5時受け付け)へ。  
☎5472-3710  
📍 高齢者支援課介護予防係

男性のための料理教室

基礎から学べるので、包丁を手にしたことがない人でも安心してご参加いただけます。  
☎ 60歳以上の男性区民  
📅 5月4日～10月5日(第1・3月曜・全11回)午前9時30分～午後1時  
📍 青山いきいきプラザ  
👤 15人(初めての人優先で抽選)  
費用 1回500円程度(材料費)  
📞 電話または直接、4月22日(水)までに、青山いきいきプラザへ。  
☎3403-2011

いきいき麻雀教室

頭と手先を使う麻雀は、脳を活性化するといわれています。麻雀をはじめてみませんか。  
☎ 65歳以上の区民で、麻雀初心者  
📅 5月12日～9月29日(8月4日・11日・18日・25日、9月22日を除く毎週火曜、全16回)午後1時30分～3時30分  
📍 青山いきいきプラザ  
👤 16人(初めての人優先で抽選)  
📞 往復はがきの往信面に、「麻雀教室希望」・郵便番号・住所・氏名を明記の上、4月17日(金・必着)までに、〒107-0062南青山2-16-5 青山いきいきプラザへ。  
☎3403-2011

初心者向け「パソコン教室」～初心者からのステップアップ Windows7～

基本操作の復習やインターネッ

トの検索等、「パソコンを使ったことがある」から「パソコンを自由に使える」へのステップアップをめざします。  
☎ 60歳以上の区民で、日本語入力ができ、初日に参加できる人  
📅 5月4日～25日(月・全4回)午前10時30分～正午  
📍 青南いきいきプラザ  
👤 10人(抽選)  
費用 2000円(全4回分)  
📞 電話または直接、4月17日(金)までに、青南いきいきプラザへ。  
☎3423-4920

男性のための料理教室

☎ 60歳以上の男性区民  
📅 5月9日～9月26日(第2・4土曜※5月のみ第2・3・4土曜)午前9時30分～午後1時30分  
📍 白金いきいきプラザ  
👤 15人(抽選)※当選者のみに連絡をします。  
費用 第1回目:説明会のため無料、第2回目(調理の初回):1000円(参加費500円と調味料代500円(全10回分))、第3回目以降:1回500円(参加費)  
📞 本人が電話または直接、4月24日(金)までに、白金いきいきプラザへ  
☎3441-3680

男子厨房に入る～初心者中華料理教室～

☎ 60歳以上の男性区民  
📅 5月12・26日、6月9・23日(火曜・全4回)午後4時～7時30分  
📍 白金台いきいきプラザ  
👤 8人(抽選)※4月30日(木)までに当選者のみ電話で連絡  
費用 3200円(4回分)※材料費は初回到徴収します。  
📞 本人が電話または直接、4月25日(土)までに、白金台いきいきプラザへ。  
☎3440-4627

◇リセットヨガ教室

1週間の疲れをリセットし健康と美容を目的としたヨガです。  
☎ ヨガに慣れた区内在住・在勤者  
📅 5月1日～6月19日(毎週金曜・全8回)午後7時30分～8時30分

◇初心者の朝ヨガ教室

基礎的なポーズや呼吸法を楽しむヨガです。  
☎ ヨガ初心者の区内在住・在勤者  
📅 5月9日～6月27日(毎週土曜・全8回)午前10時～11時

◇リフレッシュヨガ教室

呼吸法やさまざまなポーズを楽しむヨガです。  
☎ ヨガに慣れた区内在住・在勤者  
📅 5月10日～6月28日(毎週日曜・全8回)午前10時～11時

◇印の共通事項  
📍 港南いきいきプラザ  
👤 各20人(抽選)  
費用 4000円  
📞 電話または直接、4月26日(日)までに、港南いきいきプラザへ。  
☎3450-9915

はり・マッサージサービス

☎ 65歳以上の区民  
📅 5月12・13日(火・水)  
📍 港南いきいきプラザ  
👤 60人(申込順)  
費用 1000円  
📞 電話で、4月11日(土)～20日(月)午前9時～午後5時に、港南いきいきプラザへ。  
☎3450-9915

認知症予防のための実践活動支援者養成講座

区では、高齢者の認知症を予防するため、定期的に運動や余暇活動を行う小グループ活動を開催しています。  
グループ活動を推進し、自主グループを立ち上げ、支援する人を養成するための講座です。  
☎ 20歳以上59歳以下の区民で、この事業に関心があり、1年間以上続けられる人  
📅 5月23日(土)、6月6日(土)午前9時30分～午後4時30分※別途2日間の実習あり  
📍 介護予防総合センター  
☎ 認知症予防実践活動の理論を学びます。また、パソコン・料理・旅行プログラムの支援方法を体験し、実践します。  
👤 6人(先着順)  
持ち物 初回のみノートパソコン  
📞 電話で、5月13日(水)までに、みなとコール(午前9時～午後5時)へ。  
☎5472-3710  
📍 高齢者支援課介護予防係  
☎3578-2411

健康入浴推進事業

| 浴場名                    | 電話番号       | 実施日時                    |
|------------------------|------------|-------------------------|
| アクアガーデン三越湯(白金5-12-16)  | ☎3441-9576 | 4月20日(月)午後2時20分～3時20分   |
| 万才湯(芝5-23-16)          | ☎3451-3648 | 4月21日(火)午後2時～3時         |
| 玉菊湯(白金3-2-3)           | ☎3441-1772 | 4月22日(水)午後2時15分～3時15分   |
| 麻布黒美水温泉竹の湯(南麻布1-15-12) | ☎3453-1446 | 4月23日(木)午後2時10分～3時10分   |
| ふれあいの湯(芝2-2-18)        | ☎5442-2639 | 4月24日(金)午後1時45分～2時45分   |
| 南青山清水湯(南青山3-12-3)      | ☎3401-4404 | 4月27日(月)午前10時45分～11時45分 |

☎ 季節の変わり目の体調管理方法(看護師・保健師・管理栄養士)、摩訶不思議!?!楽しいマジックショー(マジシャン)  
👤 各15人程度(申込順)  
📞 直接または電話で、実施日の前日までに、希望する銭湯へ。  
📍 保健福祉課福祉活動支援係  
☎3578-2381



防災用品をあっせんします

☎ (1)ひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯の人(2)身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級、視覚障害1～3級、聴覚障害1～3級に該当するひとり暮らしの人または上記に該当する者のみの世帯の人(3)妊産婦  
📅 平成28年2月29日(月)まで

☎ あっせん品目や価格、申し込み方法等、詳しくは港区ホームページをご覧ください。  
📍 高齢者支援課在宅支援係  
☎3578-2402  
障害者福祉課障害者事業運営係  
☎3578-2387 FAX3578-2678  
子ども家庭課子ども家庭係  
☎3578-2426

情報アンテナ

■ **いわき市地域おこし協力隊員募集**  
福島県いわき市に伝わる伝統的和紙「いわき和紙」の製造技術を伝承し、さらには平成の「いわき和紙」としてブランド化をめざす意欲のある人材を募集します。  
募集人数 いわき市地域おこし協力隊 2人  
活動内容 (1)和紙の原材料作り、(2)技術習得(伝承者からの指導等)、(3)実習等  
募集対象 3大都市圏等に住民票を有している20歳以上の人で、住民票をいわき市に異動できる人(※) 勤務条件(※)(雇

用形態)いわき市嘱託職員、(雇用期間)平成27年6月1日～平成28年3月31日 ※最長平成30年3月31日まで延長可、(賃金)月額16万円(賞与年2回、各0.25カ月) 応募受け付け 郵送または直接、4月1日(水)～4月30日(木)に、〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21 いわき市市民協働課協働推進係へ。※詳しくはいわき市ホームページにある募集要項をご覧ください。  
問い合わせ いわき市市民協働課協働推進係 ☎0246-22-7414

介護保険料について

～第6期事業計画期間(平成27年度～平成29年度)の介護保険料の段階と金額が決まりました～

介護保険は、3年ごとに事業計画を見直し、保険料を設定します。平成27年度からの第1号被保険者(65歳以上の人)の保険料は、**表**のとおりです。

消費税増税に伴う、低所得者の負担軽減策として、新たに第1段階に公費が投入されます(**表**記載の年間保険料額は、公費投入後の見込み額です)。

また、第5期では12段階14区分だった所得段階を、第6期では15段階とし、課税者の中でも所得の低い、第5期の第6段階と第7段階をそれぞれ2つに分けて、細分化し、負担能力に応じた、保険料率に見直しました。

介護保険料は、毎年度、前年の合計所得金額等により保険料の段階が決まります。また、世帯が同じでも介護保険料は個人ごとにかかります。

平成27年度年間保険料額は、住民税課税状況が決定した後、計算して、通知します。

問い合わせ

高齢者支援課介護保険料係 ☎3578-2891～5・7

**表** 第6期事業計画期間の所得段階ごとの保険料

| 所得段階  | 対象者                                                                                                       | 年間保険料                                                |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 第1段階  | ・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者または本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人<br>・本人の合計所得金額と公的年金収入金額を合わせて、80万円以下の人で、世帯全員が住民税非課税の人 | 2万9976円                                              |
| 第2段階  | 世帯全員が住民税非課税                                                                                               | 本人の合計所得金額と公的年金収入金額を合わせて、80万円を超え、120万円以下の人<br>4万1217円 |
| 第3段階  |                                                                                                           | 本人の合計所得金額と公的年金収入金額を合わせて、120万円を超える人<br>4万8711円        |
| 第4段階  | 本人が住民税非課税で世帯員が住民税課税                                                                                       | 本人の合計所得金額と公的年金収入金額を合わせて、80万円以下の人<br>5万9952円          |
| 第5段階  |                                                                                                           | 本人の合計所得金額と公的年金収入金額を合わせて、80万円を越える人<br>7万4940円         |
| 第6段階  | 本人が住民税課税                                                                                                  | 合計所得金額125万円未満の人<br>7万8687円                           |
| 第7段階  |                                                                                                           | 合計所得金額125万円以上190万円未満の人<br>8万2434円                    |
| 第8段階  |                                                                                                           | 合計所得金額190万円以上250万円未満の人<br>8万9928円                    |
| 第9段階  |                                                                                                           | 合計所得金額250万円以上350万円未満の人<br>10万4916円                   |
| 第10段階 |                                                                                                           | 合計所得金額350万円以上500万円未満の人<br>11万9904円                   |
| 第11段階 |                                                                                                           | 合計所得金額500万円以上750万円未満の人<br>14万2386円                   |
| 第12段階 |                                                                                                           | 合計所得金額750万円以上1000万円未満の人<br>17万2362円                  |
| 第13段階 |                                                                                                           | 合計所得金額1000万円以上2000万円未満の人<br>20万6085円                 |
| 第14段階 |                                                                                                           | 合計所得金額2000万円以上3000万円未満の人<br>23万9808円                 |
| 第15段階 |                                                                                                           | 合計所得金額3000万円以上の人<br>27万3531円                         |

平成27年度の介護保険制度改正について

4月1日からの変更点

(1)特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設(ショートステイを含む)の多床室の居住費が変更になります。

| 期間         | 多床室の居住費(日額) |
|------------|-------------|
| 3月31日(火)まで | 320円        |
| 4月1日(水)から  | 370円        |

※多床室の居住費が320円になっている負担限度額認定証を持っている人は、4月1日(水)以降居住費を370円に読み替えてそのまま使用してください。

(2)介護報酬が改定されたことに伴い、介護事業者を支払われる介護サービスにかかる自己負担額も

変わる場合があります。

詳しくは、ケアマネジャーまたは介護事業者にお問い合わせください。

8月1日(土)からの変更点

(1)一定以上の所得(※1)のある人の利用者負担割合が1割から2割になります。介護認定を受けている人には負担割合証を発行します。発送時期については「広報みなと」でお知らせします。

※1 本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の人

(2)高額介護(介護予防)サービス

費の所得区分に現役並み所得(※2)区分が新設されます。

※2 同一世帯に課税所得が145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身で383万円以上、2人以上で520万円以上の人  
(3)特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設(ショートステイを含む)に入所した際の、食費・居住費(滞在費)の負担軽減(負担限度額認定)の要件が変わります。次の①②のいずれかに該当する場合、軽減の対象にはなりません。

- ①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者である場合  
②住民税非課税世帯(世帯分離し

ている配偶者が住民税非課税)でも、預貯金等が一定額(単身1000万円、夫婦2000万円)を超える場合

※平成27年度の負担限度額認定証の更新のお知らせは7月頃発送予定です。

(4)特別養護老人ホーム(ショートステイを含む)の多床室の居住費(基準額)が840円になります。ただし、負担限度額認定証を持っている人の居住費の負担は、証記載の金額になります。

問い合わせ

高齢者支援課介護給付係  
☎3578-2876～80  
○特別養護老人ホームの入所申し込みについて  
高齢者支援課高齢者施設係  
☎3578-2422

高輪みどりを育むプロジェクト



屋上菜園参加者募集 (前期)

都心で野菜づくりに挑戦してみませんか

高輪コミュニティぶらざ3階テラスで、菜園を始めます。

**対象** 区内在住・在勤・在学者

※親子での参加も可能ですが、保育はありません。

**ところ** 高輪コミュニティぶらざ

**内容** 開園初日に菜園講習会を行います。その後、テラスに移動し割り当てられたプランターに、野菜苗の植え付けをします。日々の手入れ、水やりの方法等を講師が丁寧に指導するので、初心者でも安心です。夏から秋の収穫まで、菜園の世話ができる人を募集します。必要な菜園用具は貸し出します。



**定員** 15人程度(抽選)

**開園日** 5月14日(木)午前10時

**開園期間** 5月14日(木)～9月中旬頃

**申込期間** 4月15日(水)～23日(木)

**費用** 無料

**応募方法** 電話で、4月15日(水)～23日(木)に、みなとコール(午前9時(初日は午前11時)～午後5時受け付け)へ。☎5472-3710

**その他** 当日は、作業がしやすく、汚れてもいい服装で参加してください。

問い合わせ

高輪地区総合支所協働推進課まちづくり推進担当 ☎5421-7664



みなと

おしらせボード

凡例

対

対象

内

内容

問

問い合わせ

時

とき

人

定員・募集人員

選

選考方法

所

ところ

申

申し込み

担

担当課

※区役所・総合支所への郵便は、郵便番号とあて先(例:105-8511 港区役所〇〇課)で届きます。 ※ファックスでの問い合わせはFAX3578-2034へ。 ※費用の表記がないものは、すべて無料です。

健康

港区健康づくりサポーターが行う(1)気功・ヨガ・ピラティスで毎日元気しなやかに(2)腰・膝を痛めない「気功ウォーキング」講座

区内在住・在勤・在学者  
(1)4月22日(水)午前9時30分～11時30分(2)4月26日(日)午後1時30分～3時30分  
(1)赤坂いきいきプラザ(2)青山いきいきプラザ  
(1)10人(2)25人(いずれも申込順)  
費用 (1)(2)各400円(資料等)  
電話で、健康クロスリンク研究会 内山へ。 ☎090-7208-5952  
健康推進課健康づくり係 ☎6400-0083

胃・大腸がん検診(予約制)

35歳以上の区民  
5月1日(金)～29日(金)午前8時30分～9時30分  
こころとからだの元氣プラザ(千代田区飯田橋3-6-5)  
20人  
電話で、4月13日(月)から、健康推進課健康づくり係へ。 ☎6400-0083

骨粗しょう症検診(予約制)

骨密度測定を行い、医師から結果説明をします。予防のための小講座(保健・栄養指導)も行います。  
区民で、20歳以上の女性で次のいずれかに該当する人(1)5歳ごとの節目年齢の人(2)過去5年以内に受診していない人※現在骨粗しょう症で治療中の人はご遠慮ください。  
5月13・27日(水)午後2時～2時45分受け付け  
みなと保健所  
各日20人(申込順)  
電話で、4月13日(月)から、健康推進課健康づくり係へ。 ☎6400-0083

精神保健福祉相談(予約制)

こころの病気(思春期、アルコール依存症を含む)や認知症の早期発見・早期治療・対応の仕方等について、精神科医師が相談に応じます。  
区内在住・在勤者

原則、毎月第1月曜・第2金曜・第3水曜・第4月曜の午後※時間はお問い合わせください。  
みなと保健所  
電話で、健康推進課地域保健係 ☎6400-0084  
または各総合支所区民課保健福祉係へ。 ☎欄外参照

講座・催し物

「芝の語り部」によるまち歩きツアー

区内在住・在勤・在学者で、付き添いなしで歩くことができる人  
5月9日(土)午前9時20分～11時50分  
コース名 東海道おもしろ狛犬めぐり※JR品川駅集合  
15人程度(申込順)  
電話またはファックスで、住所・氏名・電話番号を、芝地区総合支所協働推進課地区政策担当へ。 ☎3578-3193 FAX3578-3180

緑のカーテン講習会&省エネセミナー

ゴーヤ等のつる性植物をネットに這わせ、真夏の直射日光を遮る「緑のカーテン」の効果や育て方と、家庭で気軽に取り組むことができる節電・省エネ対策の講習会を開催します。受講者には、ゴーヤの苗(2株)とネットを差し上げます。  
区内在住・在勤・在学者  
時・所・人

| とき                  | ところ          | 定員(申込順) |
|---------------------|--------------|---------|
| 5月8日(金)午後2時30分～4時   | 高輪区民センター※1   | 50人     |
| 5月10日(日)午後2時30分～4時  | エコプラザ        | 50人     |
| 5月13日(水)午前10時30分～正午 | 赤坂区民センター※1   | 50人     |
| 5月15日(金)午後2時30分～4時  | 台場区民センター※2   | 30人     |
| 5月18日(月)午前10時30分～正午 | 麻布区民センター     | 30人     |
| 5月20日(水)午後2時30分～4時  | 男女平等参画センター※2 | 50人     |

いずれも開始30分前開場。※1経験

者向け※2一時保育あり(0歳～就学前2人、申し込み時にお申し出ください)  
電話で、4月13日(月)から、参加する日の3日前までに、みなとコール(午前9時(初日は午後3時)～午後5時受け付け)へ。 ☎5472-3710  
環境課地球環境係

歴史セミナー「蘇るみちのく平泉―平安文化都市の復原―」

世界文化遺産、平泉の歴史を専門に研究している先生をお招きして解説していただきます。  
どなたでも  
4月25日(土)午後2時～4時  
高輪図書館  
40人(申込順)  
電話または直接、高輪図書館へ。 ☎5421-7617

図書・文化財課庶務係

お知らせ

「港区文化芸術フェスティバル事業業務委託」の委託事業者をプロポーザル方式により公募します

募集要項配布期間 4月21日(火)～6月1日(月)午前9時～午後5時※土・日曜、祝日を除く  
募集要項配布場所 地域振興課文化芸術振興係(区役所3階)または港区ホームページからダウンロードもできます。  
郵送または直接、6月1日(月・必着)までに、〒105-8511 港区役所地域振興課文化芸術振興係へ。※直接持参する場合は、平日午前9時～午後5時受け付け。  
地域振興課文化芸術振興係 ☎3578-2342

六本木アートナイト開催記念プレゼント

六本木のまちを舞台に4月25日(土)から26日(日)にかけて開催する一夜限りのアートの饗宴「六本木アートナイト2015」を記念し、森美術館等六本木地区の3館に入館できる招待券をプレゼントします。  
六本木アートナイトについて詳しくは、六本木アートナイトホームページ <http://www.roppongiartnight.com> からご覧になれます。

どなたでも  
20人(抽選)※当選発表は招待券の発送をもって代えさせていただきます。  
郵送またはファックスで、住所・氏名・電話番号を明記の上、4月19日(日・必着)までに、〒105-8511 港区役所地域振興課文化芸術振興係へ。 ☎3578-2341 FAX3438-8252

新製品・新技術開発支援事業補助金

区内で1年以上操業している中小企業等  
区内中小企業の新製品や新技術の開発等補助金に係る経費の一部を500万円まで助成(補助率3分の2)。※審査あり  
所定の申込用紙に必要事項を明記の上、直接、4月20日(月)～5月29日(金)に、産業振興課産業振興係(区役所3階)へ。※詳しくは、産業振興課ホームページ <http://www.minato-ala.net> をご覧ください。  
産業振興課産業振興係 ☎3578-2551

人口動態職業・産業調査に協力をお願いします

4月1日から平成28年3月末日まで、人口動態職業・産業調査を実施します。出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届け出の際に職業欄の明記をお願いします。結果は、公衆衛生・労働衛生・社会福祉等の重要な基礎資料となります。  
生活衛生課庶務係 ☎6400-0041

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案の縦覧(都案件)

ご意見のある人は、意見書の提出期間内に意見書を提出してください。  
件名 地区計画の変更(愛宕地区)  
縦覧期間 4月16日(木)～30日(木)  
縦覧場所 東京都都市計画課(都庁第二本庁舎21階)および都市計画課(区役所6階)  
意見書の提出期間 4月16日(木)～5月12日(火・必着)  
意見書の提出先 郵送または直接、〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課へ。

休日診療

モバイルサイトからもご覧いただけます▶

診療時間 ☐は午前9時～午後5時  
診療時間 ★は午後5時～午後10時

※受診するときは、あらかじめ電話で診療時間等をお問い合わせください。

|          |                         |                        |                 |
|----------|-------------------------|------------------------|-----------------|
| 4月12日(日) | ありいずみ内科(内)              | 芝浦3-11-8 ミナトヤビル3階      | 5419-7881       |
|          | 西原病院(内・外)               | 白金1-3-2                | 3440-2531       |
|          | 富沢歯科医院(歯)               | 白金台2-11-8 永昌高輪台ビル4階    | 5447-5711       |
|          | ルカデンタルクリニック(歯)          | 南青山2-22-4 1階           | 6804-1293       |
| 4月19日(日) | ★品川港南クリニック(内・外)         | 港南2-4-7 石橋ビル3階         | 3472-0085       |
|          | 都ホテル東京メディカルクリニック(内)     | 白金台1-1-50 都ホテル東京地下1階   | 3473-1651       |
|          | 古川橋病院(内)                | 南麻布2-10-21             | 3453-5011       |
|          | 元麻布ファミリエデンタルクリニック(歯)    | 元麻布3-1-30 フォルトゥナ元麻布101 | 6434-0090       |
|          | ★三田ハウス内科クリニック(内)        | 三田5-2-18 三田ハウス109      | 5443-3864       |
|          | 港区休日歯科応急診療所(港区口腔保健センター) | 三田1-4-10 みなと保健所2階      | 3455-4927(休日のみ) |

◆各総合支所区民課保健福祉係◆ 芝地区☎3578-3161 麻布地区☎5114-8822 赤坂地区☎5413-7276 高輪地区☎5421-7085 芝浦港南地区☎6400-0022

電話がかかりにくい場合は、下記の診療案内へ

|      |                             |                                                                                                            |
|------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 診療案内 | 東京消防庁救急相談センター(毎日24時間)       | 「#7119」(プッシュ回線の固定電話、携帯電話)☎3212-2323(ダイヤル回線の固定電話等)                                                          |
|      | 東京都医療機関案内サービス「ひまわり」(毎日24時間) | ☎5272-0303<br>ホームページ <a href="http://www.himawari.metro.tokyo.jp/">http://www.himawari.metro.tokyo.jp/</a> |

|      |          |                                              |                                                   |
|------|----------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 電話相談 | 小児救急電話相談 | 月～金曜(祝日を除く)午後5時～10時<br>土・日曜、祝日、年末年始午前9時～午後5時 | 「#8000」(プッシュ回線の固定電話、携帯電話)☎5285-8898(ダイヤル回線の固定電話等) |
|------|----------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------|

薬の相談 ※日中、夜間とも区内在住者に限ります。

港区休日くすり何でもテレホン 対応時間:午前9時～午後2時 ※薬局の電話がかかりにくい場合は、☎090-9378-7915

|          |          |                       |           |
|----------|----------|-----------------------|-----------|
| 4月12日(日) | 日生薬局虎ノ門店 | 虎ノ門1-2-18 虎ノ門興業ビル地下1階 | 3539-1721 |
| 4月19日(日) | 日生薬局2号店  | 虎ノ門1-2-17             | 5251-4145 |

夜間対応当番薬局(毎日) 対応時間:午後8時～午前0時 ☎090-3690-3102



**区画** 東京都都市整備局都市計画課  
☎5388－3225  
都市計画課都市計画係 ☎3578－2215  
**平成27年度の包括外部監査人が決定しました**

平成27年度の包括外部監査人の選定にあたっては、平成26年度の監査実績等を評価し、引き続き公認会計士の山崎愛子氏と契約を締結しました。選定経過は、次のとおりです。

| 日程                    | 経過                 |
|-----------------------|--------------------|
| 平成26年5月29日～平成27年1月27日 | 平成26年度包括外部監査実施書類審査 |
| 平成26年12月24日           | 監査委員への意見の聴取        |
| 平成27年1月27日            | 包括外部監査契約議案可決       |
| 3月17日                 | 包括外部監査契約締結の告示      |
| 4月1日                  |                    |

**区画** 企画課企画担当 ☎3578－2572

### 男女平等参画センター利用者懇談会を開催します

男女平等参画センター登録団体等利用者の相互交流を図るとともに、リーブラで行う平成27年度の事業計画等について説明します。  
**区画** 男女平等参画センター登録団体および利用する人  
**区画** 4月17日(金)午後6時30分～8時、4月18日(土)午前10時30分～正午(いずれかに申し込み)  
**区画** 男女平等参画センターリーブラホール  
**区画** 直接または電話・ファックスで、氏名・住所を、4月15日(水)までに、男女平等参画センターへ。  
☎3456－4149 FAX3456－1254

**区画** 総務課人権・男女平等参画係

### 資源・ごみの収集曜日変更について

3月30日から資源・ごみの収集曜日を変更しました。  
新たな収集曜日については、各家庭に配布しています「資源とごみの分別ガイドブック(平成27年3月30日改訂版)」、集積所の看板または港区ホームページでご確認ください。  
ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。  
**区画** みなとリサイクル清掃事務所作業係 ☎3450－8025  
**求人・区民委員募集**  
**介護相談員募集**  
**区画** 区内在住者(民生委員等の公職の任にある人、区内を提供エリアとす

る介護サービス事業所に所属する人は除く)  
**区画** 麻布地区総合支所  
**区画** 区内高齢者施設等を平日の日中、月4～5日2時間程度訪問し、利用者から介護サービスに関する要望や疑問を聞き、その声を施設に橋渡しをしていただきます。※内定者は、10日間程度の研修への参加が必須です(6月以降)。※本事業は、区から委託を受け、港区社会福祉協議会が運営しています。  
**活動費** 月額1万円(交通・通信費等)  
**区画** 若干名  
**区画** 書類選考および面接(5月29日(金)面接予定)  
**区画** 郵送または直接、応募用紙(募集チラシの裏面)に必要事項を明記の上、5月15日(金・必着)までに、〒106－0032六本木5－16－45 港区社会福祉協議会生活支援係介護相談員担当へ。※応募用紙は高齢者支援課介護事業者支援担当(区役所2階)、各総合支所、区民センター、港区立図書館、介護相談員派遣先施設、港区社会福祉協議会で配布の他、港区社会福祉協議会ホームページ <http://www.minato-cosw.net/> からダウンロードもできます。  
**区画** 港区社会福祉協議会生活支援係 ☎6230－0282  
**区画** 高齢者支援課介護事業者支援担当  
**理科教育支援補助指導員(サイエンス・アシスタント(SA))募集**  
**区画** 次のいずれかに該当する人(1)小学校全科、中学校理科、高等学校理科のいずれかの教員免許状を取得した人または取得見込みの人、(2)大学で自然科学に係る単位を取得した人または取得見込みの人、(3)小学校理科教育に関する知識を有し、熱意のある人  
**区画** 小学校理科教育の支援  
**期間** 4月～9月(延長可)  
**勤務先** 各港区立小学校  
**勤務時間** 1日6時間、週3回程度  
**報酬** 1日6000円(ただし、早退の場合は1時間あたり1000円減額)  
**区画** 20人程度  
**区画** 書類審査および面接(随時)  
**区画** 教育センターで配布する所定の用紙「履歴書兼申込書(写真貼付)」に必要事項を明記の上、直接または郵送で、〒105－0014芝2－1－30菱化ビル2階 教育センターへ。  
☎3451－3221

※「履歴書兼申込書」は、港区ホームページからダウンロードできます。

### 指定管理者公募

#### ◎麻布地区いきいきプラザ(5施設)の指定管理者を公募します

**公募要項配布期間** 4月13日(月)～5月25日(月)午後5時  
**対象施設** 次の施設を一括で公募します。ありす・南麻布・麻布・西麻布・飯倉の各いきいきプラザ  
**区画** 麻布地区総合支所管理課施設運営担当 ☎5114－8805

#### ◎赤坂地区いきいきプラザ(3施設)の指定管理者を公募します

**公募要項配布期間** 4月13日(月)～5月25日(月)午後5時  
**対象施設** 次の施設を一括で公募します。青山・赤坂・青南の各いきいきプラザ  
**区画** 赤坂地区総合支所管理課施設運営担当 ☎5413－7273

#### ◎高輪地区いきいきプラザ(4施設)の指定管理者を公募します

**公募要項配布期間** 4月13日(月)～5月25日(月)午後5時  
**対象施設** 次の施設を一括で公募します。豊岡・高輪・白金・白金台の各いきいきプラザ  
**区画** 高輪地区総合支所管理課施設運営担当 ☎5421－7067

#### ◎高輪子ども中高生プラザの指定管理者を公募します

**公募要項配布期間** 4月17日(金)～5月28日(木)午後5時  
**区画** 高輪地区総合支所管理課施設運営担当 ☎5421－7067

**◎印の共通事項**  
**指定期間** 平成28年4月1日～平成33年3月31日  
**公募要項等配布場所** 港区ホームページからダウンロードしてください。※詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

### 精神障害者地域活動支援センターの指定管理者を公募します

**公募要項配布期間** 4月20日(月)～5月14日(木)  
**指定期間** 平成28年4月1日～平成33年3月31日  
**公募要項等配布場所** 障害者福祉課(区役所2階)で配布する他、港区ホ

ームページからダウンロードもできます。※詳しくは、港区ホームページをご覧ください。  
**区画** 障害者福祉課精神障害者担当 ☎3578－2457

### 特別養護老人ホーム等の指定管理者を公募します

**公募要項配布期間** 4月17日(金)～5月15日(金)  
**対象施設** 次の施設を公募します。(1)特別養護老人ホーム白金の森(高齢者在宅サービスセンター、地域包括支援センター)(2)特別養護老人ホーム港南の郷(高齢者在宅サービスセンター、地域包括支援センター、ケアハウス)(3)特別養護老人ホームサン・サン赤坂(高齢者在宅サービスセンター、赤坂子ども中高生プラザ)(4)南麻布高齢者在宅サービスセンター(地域包括支援センター)(5)台場高齢者在宅サービスセンター(地域包括支援センター)(7)芝高齢者在宅サービスセンター(地域包括支援センター)  
**指定期間** 平成28年4月1日～平成33年3月31日  
**公募要項等配布場所** 港区ホームページからダウンロードしてください。※詳しくは港区ホームページをご覧ください。  
**区画** 高齢者支援課高齢者施設係 ☎3578－2423

### ご意見募集(パブリックコメント)

### 港区広報・報道戦略プラン(素案)についてご意見を募集します

区では、日々進展する情報発信手段の多様化等を踏まえ、全庁的に戦略的な情報発信に取り組むため、「港区広報・報道戦略プラン」の素案をまとめました。  
**閲覧方法** 「港区広報・報道戦略プラン(素案)」は、港区ホームページ「施策・計画に対するご意見」の他、区長室広報係(区役所4階)、区政資料室(区役所3階)、総合案内(区役所1階)、各総合支所、各港区立図書館(高輪図書館分室を除く)でご覧になれます。  
**ご意見の提出方法** ご意見・住所・氏名を明記の上、港区ホームページまたは直接、郵送・ファックスで、5月11日(月・必着)までに、〒105－8511 港区役所区長室広報係へ。  
☎3578－2036

※追納を希望する人は、港年金事務所までご連絡ください。  
**必要書類**  
(1)申請書(日本年金機構、港区ホームページからダウンロードもできます)  
(2)基礎年金番号が分かるもの  
(3)学生証または在学証明書(申請年度に応じた証明等が必要)  
**申請場所**  
各総合支所または国保年金課国民年金係(区役所3階)  
**郵送による申請**  
必要書類((2)、(3)はコピー可。

在学期間が裏面に記載されている学生証は両面コピーが必要)を同封の上、国保年金課国民年金係まで送付してください。

**申請期間**  
申請日より、原則2年1ヵ月前までさかのぼって申請することができます。年度毎に申請してください。

**問い合わせ**  
国保年金課国民年金係  
☎内線2662～6  
港年金事務所(代表) ☎5401－3211

## 国民年金保険料学生納付特例制度のお知らせ

学生の皆さんも20歳になったら、国民年金に加入し保険料を納めなければなりません。しかし、経済的な理由等で国民年金保険料を納めることが困難な場合、申請をして承認を受けると保険料の納付が猶予されます。  
**次のような条件で承認されます**  
○通学している学校(学部・学科)が学生納付特例制度の対象校  
○本人の前年所得が118万円以下

**承認された期間について**  
○承認を受けた期間は、老齢基礎年金の年金受給資格期間に参入されますが、受け取る年金額には反映されません。  
○承認された期間の保険料は、10年以内であれば遡って納めることができます(追納)。  
ただし、2年1ヵ月以上経過した期間の保険料については、一定の金額が加算されます。



写真今昔物語

第11話



1991  
平成3年

レインボーブリッジ

レインボーブリッジは、昭和62(1987)年に着工し、平成5(1993)年に完成しました。橋を支える2本のアンカレイジ間は798メートル、国内で13番目に長い吊り橋です。

「橋ができると初めて聞いた時は、驚きました。何しろ、あんな長い距離に橋を架けるな

んて、それまであまりなかったですからね」と浜松町で船宿と漁業を営む「縄定」の6代目、竹内浩さんは言います。「うちは江戸時代から芝の浜・金杉浦の漁師です。父の代(昭和48年頃)に、公害の問題もあって東京湾で魚や海苔を捕れなくなりました。父は、漁はできないけれど『陸で仕事はできない』と、建設現場で出た土を、船で運び出す仕事を始めました。丁度、東京オリンピックに向けて建設ラッシュの頃です」

「その後、本格的に海洋土木の仕事を手掛けるようになり、レインボーブリッジの基礎工事にも携わりました」。

レインボーブリッジができて一番変わったことを伺うと、「風だね。陸でいうビル風みたいなものですね。海から吹いてきた風がレインボーブリッジに当たって強くなる。屋形船のちouxんが飛ばされてしまうこともありますよ。」

竹内さんが子どもの頃の昭和40年代は「夜、真っ暗だった」という東京湾でしたが、公害問題が解決し、釣り客が戻ってくると釣り船が増え、さらに平成に入ると屋形船も増えたそうです。

「ビルが増えて夜景が華やかになってきたのも平成になってからです。レインボーブリッジのあたりには屋形船が多く集まるので、今では海の方が、夜もキラキラしているくらいです」と笑います。

2020年には東京でオリンピック・パラリンピック競技大会が開かれます。国内外からの観光客も、船からの夜景を楽しむことでしょう。



2015  
平成27年

感想をお寄せください  
区では、このコーナーに関する  
皆さんからの感想をお待ちしております。ぜひお寄せください。

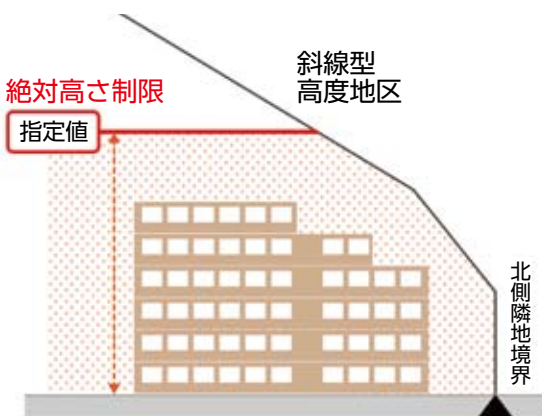
## 港区建築物の高さのルールを導入します

この高さのルールは、周辺への配慮なく建設される中高層建築物を抑制し、良好な居住環境と落ち着きある街並みを形成することを目的としています。

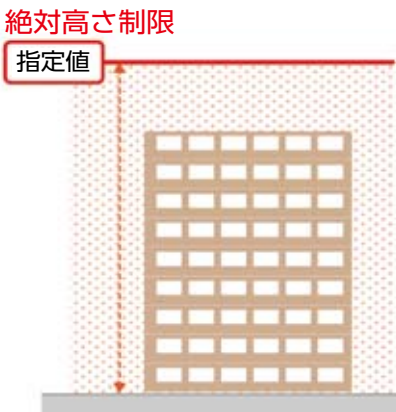
港区都市計画審議会での審議・答申を経て、3月に絶対高さ制限を定める高度地区の変更を決定しました。6カ月の周知期間において、10月1日(木)から適用されます。

### 斜線型高度地区との関係

(1)すでに斜線型高度地区が定められている地域の場合、付加して絶対高さ制限を導入します。

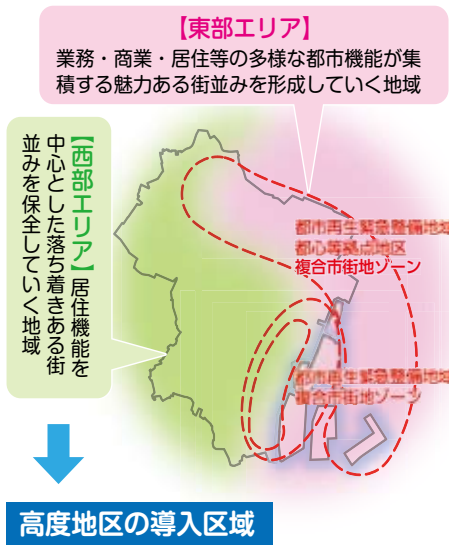


(2)現在、斜線型高度地区が定められていない地域の場合、絶対高さ制限のみを導入します。



### 絶対高さ制限を定める高度地区の導入区域

主として、住宅を中心とした複合市街地とされている地域(西部エリア)を中心に高度地区を導入します。



### 絶対高さ制限を定める高度地区の指定値

港区まちづくりマスタープランや地域特性を踏まえ、用途地域および指定容積率の指定区分に応じて高さを定めています(17メートル~60メートルの8段階)。

### 特例的な運用

市街地環境の向上に資する建築物、分譲マンションの建て替え等については、指定値を超える建築物であっても、条件を付した上で許容することとします。

※絶対高さ制限を定める高度地区の導入区域、特例的な運用等について、詳しくは港区ホームページをご覧ください。

### 問い合わせ

都市計画課都市計画係 ☎3578-2215・6

## 「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」

## に基づく表彰式を行いました



表彰式の様子



表彰式後の区長との懇談会の様子

区では条例に基づき、環境美化の推進および喫煙による迷惑の防止に貢献した団体等の表彰を行っています。

平成26年7月の条例施行後、第1号

となる受賞者を表のとおり決定し、3月23日に表彰式を行いました。

### 問い合わせ

環境課環境政策係 ☎3578-2506

### 表 受賞団体一覧

| 受賞団体      | 活動概要および選出理由                                                                                                                                        |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 芝浦三・四丁目町会 | 町会による地域の美化活動が行われていたが、地域内に建設された大規模マンションの管理組合等にも働きかけ、新しい住民も地域の美化活動等に理解を示し、地域の活動に参加している。また、このような継続した取り組みにより、町会内の集合住宅の参加者が増え、活動が広がっており、他地区の模範となっている。   |
| 港南地域連合会   | 集合住宅が多い地域にあって新たな住民同士の連携・協力のもと、従来からの地域団体との連携も図りながら、地域の小・中学校と一緒に美化活動を実施している。活動を通して、住民の環境美化に対する意識の向上とともに、小・中学生の「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という意識の醸成にも繋がっている。 |



子どもたちを  
犯罪から守るために  
日常にひそむ危険

新入学の季節となりました。この4月から1人で通学するようになったお子さんも多いことと思います。通学はほぼ毎日のことであるからこそ、その安全性を確認しておく必要があります。

あらかじめ危険な場所を確認しておきましょう

例えばお子さんの通学路に、「誰でも入ることができるのに見通しが悪く、人の目が届きにくい場所」や、「助けを呼ぶ声が届きにくい場所」はないでしょうか。お子さんと一緒に、実際に確認し、通学中そのような場所に近付かないよう言いかけさせましょう。

なるべく1人にならないようにしましょう

登下校時にはなるべく友達と一緒に複数名で通学することを心掛けさせましょう。また、地域の大人が見守ることも大切です。

### お子さんを守るために

区では、青色回転灯装備車両「青パト」での巡回警戒を行っていますが、油断すれば通い慣れた通学路でも思わぬ事態に巻き込まれる可能性があります。まずはお子さん一人ひとりが自らの身を守る意識を持つことが大切です。この機会に、改めてお子さんと一緒に考えましょう。

### 問い合わせ

防災課生活安全推進担当 ☎3578-2270